

修正箇所			附属物(標識, 照明施設等)点検要領 (令和6年9月) 【令和6年9月13日通知】	附属物(標識, 照明施設等)点検要領 (令和6年9月) 【令和7年3月14日通知】	備考
章など	ページ	行など			
I 章	2	21～23	(追記)	<u>なお, その他については, 附属物の安定等に影響を与える周辺地盤など, 附属物の性能や機能, 並びに, その不全が道路利用者や第三者の安全に関連するものを全て含む概念である。</u>	2. 解説
II 章	31～ 32	41～ 5	・ 門型標識等全体に対する技術的見解の総括<u>及び</u>基板部, 基板・支柱接続部, <u>支柱部のそれぞれに対して施設の状態及び次回点検までに必要な補修や補強等の対策の必要性やその理由が容易に理解できるように記述する。</u> ・ <u>所見には「健全性の診断の区分」の決定に影響する耐荷性能の回復や変位の監視あるいは防食機能の低下の抑制など耐荷性能や耐久性能の観点からの技術的見解やその理由が容易に理解できるように記述する。</u> ・ ライフサイクルコストの観点からの技術的な見解<u>についても記述する。</u>	・ 門型標識等全体に対する技術的見解の総括<u>を記述する。そこには, 機能及びその構造安全性や耐久性能の観点からの基板部, 基板・支柱接続部及び支柱部の状態についての技術的見解を含めるものとする。技術的見解には, 工学的な理由を添える。</u> ・ <u>門型標識等の「健全性の診断の区分」の決定に影響する基板部, 基板・支柱接続部及び支柱部それぞれの補修や補強等の対策の必要性, 機能及びその構造安全性又は耐久性能の観点からの対策の目的及び対策までの間の監視の必要性についての技術的見解を含めるものとする。技術的見解には, 工学的な理由を添える。</u> ・ <u>施設のライフサイクルコストの観点から望ましい措置についての技術的な見解も含める。多くの門型標識等では, 様々な種類の変状が様々な箇所に発生し得る。それらの変状には, ただちに門型標識等の耐久性能や部材等の耐久性能には影響を及ぼさないと考えられるものもあつたり, 2. 2. 2の特定事象に該当しない</u>	2. 3 解説

修正箇所			附属物(標識, 照明施設等)点検要領 (令和6年9月)	附属物(標識, 照明施設等)点検要領 (令和6年9月)	備考
章など	ページ	行など	【令和6年9月13日通知】	【令和7年3月14日通知】	
			部材片や部品の落下などによる門型標識等が跨ぐ道路の利用者や第三者への被害発生の可能性の観点からの施設の状態及び次回定期点検までの措置の必要性の観点からの技術的見解やその理由が容易に理解できるように記述する。	<u>ものであったりするものも多い。しかし、それらの変状を総合的に見て、ライフサイクルコストに及ぼす影響の観点や新たな異常を引き起こす可能性などの観点から次回定期点検までの維持修繕の実施を考えることは門型標識等の長寿命化を考える上で重要である。</u> 部材片, <u>腐食片</u>, 部品の落下などによる門型標識等が跨ぐ道路の利用者や第三者への被害発生の可能性<u>に関する</u>施設の状態及び次回定期点検までの措置の必要性<u>についての技術的見解を含めるものとする。技術的見解には、工学的な理由を添える。</u>	